

『オークション規約 改定』のお知らせ

平素は、JU石川AA事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、掲題の件ですが、近年のAA取引におけるネット需要の拡大、他会場間との規約の標準化を鑑み、下記のとおり、オークション規約の一部改定をお知らせ致します。

敬具

記

【商談落札車輛の修復歴発覚について】

現行(改定前)	改定後
ノークレーム(受付不可)	クレーム受付致します
オークション規約第9章 「JU石川クレーム裁定基準 修復歴の発覚」より	(細則につきましては下記のとおりです。) ・申告期間 : セリ当日より6日間 「クレーム規約 第9章 第7条」より ※ 但し、JU石川が認める事項についてはこの限りではない。 「クレーム規約 第9章 第5条」より ・処 理 : 修復歴が判明しキャンセルの場合 *ノーペナルティ(落札+成約料+往復の陸送費用がかかります。) 「クレーム規約 第9章 第7条 2項」より ・免責事項 : 落札車輛金額が10万円以下の車輛 「クレーム規約 第9章 第8条 9項」より

改定

本規約は平成23年2月2日 第1148回オークションより施行致します。